

出席停止期間について

下記の学校感染症については、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。感染拡大を防ぐためにも、医師の指示により感染の恐れがなくなりましたら登校してください。

登校の際は、下記の出席停止解除願いを保護者が記入し、提出をお願いします。

病名	出席停止期間の基準
麻疹(はしか)	熱が下がってから、3日を経過するまで休む
風疹(三日はしか)	発疹がすっかり消えるまで休む
水痘(水ぼうそう)	すべての水疱がかさぶたになるまで休む
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状(発熱、咽頭痛、結膜炎)が消退後2日経過するまで休む
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫れが始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで休む
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正抗菌療法が終了するまで休む
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで休む

.....切り取り線.....

出席停止解除願い

年 組 児童氏名

診断名 ()

出席停止期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

受診した医療機関 ()

上記疾患については、治癒しており、他に感染の恐れがなく登校しても差し支えないことを医師に確認しましたので報告します。

年 月 日 保護者氏名
